

## ◎住民基本台帳法の一部を改正する法律

(平成一九年六月六日法律第七五号)

### 一、提案理由 (平成一九年五月一日・衆議院総務委員会)

○菅国務大臣 住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出、転入等の届け出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳に記録されている者は、自己または自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができることとするとともに、交付の際の本人確認手続等を整備することとしております。

第二に、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民票の写し等の交付を請求することができることとするともに、交付の際の本人確認手続等を整備することとしております。

第三に、第一、第二によるもののほか、住民票の写し等の交付を請求することができる者について、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者等に限定するとともに、交付の際の本人確認手続等を整備することとしております。

第四に、戸籍の付票の写しの交付の請求についても、住民票の写し等の交付の請求に準じて規定を整備することとしております。

第五に、転出、転入等の届け出の際の本人確認手続を整備することとしております。

第六に、偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付または住民基本台帳カードの交付に対する制裁措置を強化することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院総務委員長報告 (平成一九年五月一七日)

○佐藤勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出、転入等の届け出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、同月十一日菅総務大臣から提案理由の説

明を聴取し、十四日杉並区役所へ視察に参りました。十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月一五日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断が厳格かつ公正に行えるよう引き続き適切な助言に努めるとともに、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に今後とも努めること。

二 住民票の写し等の交付制度については、個人情報保護の観点から、厳格な運用を確保すること。

三 行政機関の保有する個人情報が漏えいする事件が起きていることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保などについて徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。

**三、参議院総務委員長報告（平成一九年五月三〇日）**

○山内俊夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、個人情報に対する意識の高まり等を踏まえ、住民票の写し等の交付制度について、交付請求の主体と目的を限定するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認を厳格化しようとするものであります。

委員会におきましては、住民情報の大量流出への対応とその防止策、住民基本台帳カードの普及に向けた積極的な取組、代理人が住民票の写し等を交付請求する際の審査の在り方、閲覧制度見直し後の実施状況の全国的把握と結果の公表、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策、住民票交付等の事務を民間委託することの是非等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。